

在家仏教講演会 開催ご案内

東京 時間：午前10時～11時30分
会場：中野サンプラザ7階研修室10（中野区中野4-1-1）
会場整理費：1,000円（4月より）
お問合せ：03-6684-6692

5月9日（土） コロナウイルス対策のため延期

6月13日（土） コロナウイルス対策のため延期

9月12日（土） これからの仏教
竹村牧男 先生 前東洋大学学長

10月10日（土） これからの仏教
木村清孝 先生 東京大学名誉教授

11月14日（土） これからの仏教
阿満利麿 先生 明治学院大学名誉教授

12月12日（土） これからの仏教
佐藤 研 先生 立教大学名誉教授

1月16日（土） これからの仏教
本多弘之 先生 親鸞仏教センター所長

大阪 時間：午後3時～4時30分
会場：堂島アバンザ5階会議室（北区堂島1-6-20）
会場整理費：500円 お問合せ：06-6346-7000

5月15日（金） コロナウイルス対策のため延期

いのち尊し

良い子には分からない

原田貞雄

（協会会員）

第37号

いのち尊し

令和2年5月1日

公益社団法人
在家仏教協会

〒101-0062

東京都千代田区
神田駿河台3-3
五明館ビル202号

TEL
03-6684-6692

FAX
03-6684-6709

今年二月、三重県桑名市の西恩寺で開かれている池田勇諦先生の聞法会に参加させていただきました。「真宗聖典」を抱えて、多くの人が全国から参集していました。テキストは清沢満之の「絶対他力の大道」で、今回は「我他力の救済を念ずるときは」と題した明治三十六年の東京真宗大学における親鸞聖人御誕生会の祝辞として書かれた清沢の次の文章について書かれました。

居る間は、到底他力の宗教に入ることが出来ぬ。然るに倫理道德に就て真面目に実行を求むるときは、其結果は終に倫理道德の思ふ通りに行い得られるものではないことを感知する様になるのが、実に宗教に入る為の必須条件である（岩波書店『清沢満之全集』第六巻、一五三頁）

池田先生はこの文章を読まれてからこう話されました。「他力の救済に至る道にも歩み方（軌道）がある。それは人が持っている宿業の差異による。（そして、仏説無量寿経の三輩や観無量寿経の上・中・下品を提示して）この区分を無視して歩むことは出来ない。それが三輩九品に分けられ

た。私もこの会で聞かせていただき、我身に迫るものがありました。「おりこうさん」では娑婆の煩惱が邪魔をして、他力の救済の世界に自分で入れないのでと、先生は言わんとしているのでしょうか。なぜ、鈴木大拙氏が『日本の靈性』などで「妙好人」の世界が大切だと述べられていたか、少し気づいたような聞法会でした。

在家仏教通信

大法輪休刊にともなう会員継続の有無をご連絡いただき有難うございます。返金が発生する皆様には、ご返事の到着順に対応させていただきます。なお、会員期間の満了月が四月・五月・六月で、ご継続の皆様には、会費の振込用紙を送付させていただきます。宜しくお願い致します。

この一冊

町田康『しづかで生きる』
(幻冬舎二〇一九年)

中村俊也
協会会員

「酒は百薬の長」ともいわれませんが、仏教では五戒のなかでも最も重いものとして不飲酒戒をあげています。少しならいいと飲み始めても、ついつい飲み過ぎて習慣性をもたらすようです。本書は約三十年にわたってほぼ毎日飲み続けてきた著者が、キツパリ断った経験を通して思索したものを軽妙な筆致で書き上げたコミカルながら深みのあるエッセーです。

在家仏教協会 四つの信条

- 一、釈尊の説法虚言ならずと信じていること。
- 二、釈尊の説法の内容そのものは永遠の真理であるが、それを大衆に知らせる手段は、時と処と人に応じつねに新鮮でなければならぬと信じていること。
- 三、呪術らしきものは一切排除すること。
- 四、在家生活のまま仏教に生きようとしていること。

思い通りにならないことに不満を感じ、その「不当に奪われてきた権利を回復するため」に「もつとも手軽で簡便で効率が良い（と思われている）」（一三四〜一三五頁）のが飲酒というわけです。しかし、そんな「権利」（自分の思い通りに毎日楽しく暮らす権利）などそもそもないわけで、自分もつと報われてしかるべきだとする自己認識（自惚れ）を改め「自分は普通以下のアホ」（二三四頁）と認識することを推奨しています。「不満があれば人は酔いによつてこれを解消しようとする。（中略）酔えば一時的な満足が得られる。しかしそれはかならず後に不満足をもたらす（中略）」といった具合で切りがない。そこでこれをあらためるには、さしあたりの不満を

なくすのがもつともよい。そもそも不満が生じるのは自分が此の世で正当に遇されていない、と考えるからであるがそれがそもそも誤りであり、その誤りを知ること、乃ち、自己認識を改めることによつて、現在の不満は消える。（中略）そうした認識を持つて眺める世界には、これまで聞こえなかった音や見えなかった景色があり、そのよさを識ることは自己のよさを識ることでもあり、それによつて私たちは虚無からも不満からも身を遠ざけることができ、そのことによつて酒をやめることができる」（二六一頁）というのです。

また、「幸福というのはどこまでいっても主観的なもので、（中略）本人が幸福と感じれば幸福だし、不幸と思えば不幸である」（二〇六頁）とし、究極には「他人と自分を比べることによつて自分の価値を計算することの無意味を知る」（一五八頁）ことが必要だと説いています。自らを反省させられる一冊です。



五月・六月の在家仏教講演会はコロナウイルス感染拡大のため、延期させていただきます

五月 九日（土） 東京会場 中野サンプラザ
 五月十五日（金） 大阪会場 堂島アバンザ
 六月十三日（土） 東京会場 中野サンプラザ

月刊誌「大法輪」休刊にともなう会員の皆様への対応について

◆機関紙「いのち尊し」に講演録をプラスした小冊子を七月よりお届けします

◆正会員年会費を八千円にお戻しします

◆退会希望の皆様には、七月以降の会員の残期間分を払い戻しします

有限会社大法輪閣は、月刊誌「大法輪」を七月号（六月一日発行）をもって休刊すると発表しました。「大法輪」は、在家仏教協会が発行する月刊誌「在家佛教」休刊の後、在家仏教講演会の講演録を掲載し、協会より会員の皆様にお届けしてまいりました。

「大法輪」休刊による対応として、講演録をお読みいただくために、機関紙「いのち尊し」に講演録を加え、小冊子にリニューアルしお届けいたします。また、講演会の動画配信は、新規の講演を増やし充実させる予定です。

年会費は、今年の四月より一万

多くすのがもつともよい。そもそも不満が生じるのは自分が此の世で正当に遇されていない、と考えるからであるがそれがそもそも誤りであり、その誤りを知ること、乃ち、自己認識を改めることによつて、現在の不満は消える。（中略）そうした認識を持つて眺める世界には、これまで聞こえなかった音や見えなかった景色があり、そのよさを識ることは自己のよさを識ることでもあり、それによつて私たちは虚無からも不満からも身を遠ざけることができ、そのことによつて酒をやめることができる」（二六一頁）というのです。

また、「幸福というのはどこまでいっても主観的なもので、（中略）本人が幸福と感じれば幸福だし、不幸と思えば不幸である」（二〇六頁）とし、究極には「他人と自分を比べることによつて自分の価値を計算することの無意味を知る」（一五八頁）ことが必要だと説いています。自らを反省させられる一冊です。

円に値上げしたばかりですが、これまでの八千円にお戻しいたします。すでに、一万円をお振込みいただいた皆様には、二千円を払い戻しいたします。

正会員の皆様には大法輪の定期購読を目的に入会されている方がいらつしやると思いますので、お手紙にて会員継続の有無をお尋ねし、退会を希望される皆様には、七月以降の会員の残期間分を月割り計算の上（千円未満四捨五入）払い戻しいたします。継続いただける方は、これまで同様、会員満了月の前月にリコーリース社より振込用紙をお送りいたします。

返信はがきのご投函を宜しくお願いいたします。

ご寄付のお願い

当協会は、東京、大阪にて講演会活動を行っておりますが、その多くは寄附金によつて賄われております。講演会の存続のために温かいご支援をお願い致します。

協会への寄附金は税制優遇が受けられます。個人様からの寄附と法人様からの寄附について、事例を上げてご案内いたします。

★所得税

原稿をお待ちしています

- ◇「仏教と私」（八百字以内）
人生を振り返つて仏教と出逢ったときの感動をお書きください。
- ◇読者からの手紙（八百字以内）
講演会（講演録）の感想などをお書きください。
- ◇コラム「この一冊」（八百字以内）
感銘を受けた書籍を紹介してください。新刊だけでなく、思いついたの本も歓迎します。著者名、出版社名、発行年を忘れずに。

*

原稿用紙またはメールに添付して、左記宛てにお送りください。住所、氏名、電話番号、よろしければ職業と年齢もお書きください。読みやすくするため、あるいは編集上の都合で、趣旨を変えない範囲で削ったり直したりする場合があります。採用分には薄謝をお送りします。

原稿の送り先は、〒一〇一〇〇六二 東京都千代田区神田駿河台三二二 五明館ビル 二〇二 在家仏教協会「いのち尊し」係。メールは kamimura@zaikobukkyo.com です。

所得金額から「寄付金（所得金額の40%が限度）^①、^②、^③」を控除することができます。

事例

年中の総所得金額が500万円、寄附金の合計額が20万円の場合、^①20万円^②、^③000円^④19万8,000円が、総所得金額より控除されます。

★法人税

法人が支出する寄付金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。このとき、公益法人に対する寄付については、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられております。

事例

資本金が10億円、年中の所得金額が1億円の場合

①一般損金算入限度額Ⅱ（10億円×2.5/1000）+（1億円×2.5/1000）×0.25
Ⅱ125万円

②別枠の損金算入限度額Ⅱ（10億円×3.75/1000+1億円×6.25/1000）×0.5
Ⅱ500万円

したがって、①②の合計額625万円の損金算入が認められます。